



第8章 介護保険料の算出

1. 介護保険制度における事業費用の見込み

第1号被保険者の保険料を算定するため、今後3年間の介護給付費および地域支援事業費用を見込んでいます。介護給付費は、給付実績から算出したサービスごとの単価と目標年度におけるサービス目標量に、平成24年度の報酬改定の上昇分を加味し見込んでいます。

(1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
(1)居宅サービス	7,709,289	8,245,300	8,187,026
①訪問介護	2,294,249	2,451,199	2,336,495
②訪問入浴介護	78,204	85,950	79,114
③訪問看護	170,965	183,830	173,633
④訪問リハビリテーション	125,060	134,169	127,196
⑤居宅療養管理指導	258,928	299,132	343,977
⑥通所介護	2,062,059	2,183,565	2,106,763
⑦通所リハビリテーション	857,446	908,677	874,733
⑧短期入所生活介護	354,969	380,547	360,537
⑨短期入所療養介護	87,425	94,078	88,942
⑩特定施設入居者生活介護	930,352	1,002,435	1,190,248
⑪福祉用具貸与	454,371	484,318	461,243
⑫特定福祉用具販売	35,261	37,400	44,145
(2)地域密着型サービス	1,562,415	1,638,947	1,894,236
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	57,864	83,285	108,706
②夜間対応型訪問介護	2,327	3,259	4,189
③認知症対応型通所介護	59,500	63,251	60,657
④小規模多機能型居宅介護	156,844	166,476	159,636
⑤認知症対応型共同生活介護	831,075	851,940	858,130
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	454,805	454,805	686,987
⑧複合型サービス	—	15,931	15,931
(3)住宅改修	74,968	79,359	92,661
(4)居宅介護支援	883,240	935,344	1,089,305
(5)介護保険施設サービス	4,986,695	4,873,342	5,134,722
①介護老人福祉施設	2,721,753	2,731,902	2,843,116
②介護老人保健施設	1,463,994	1,479,933	1,499,483
③介護療養型医療施設	800,948	661,507	792,123
介護給付費計	15,216,607	15,772,292	16,397,950

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
(1) 介護予防サービス	566,859	599,859	592,691
① 介護予防訪問介護	190,034	200,647	195,865
② 介護予防訪問入浴介護	99	99	99
③ 介護予防訪問看護	5,153	5,441	5,312
④ 介護予防訪問リハビリテーション	3,144	3,315	3,200
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	6,803	7,030	7,257
⑥ 介護予防通所介護	240,020	253,169	245,334
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	55,935	58,997	57,155
⑧ 介護予防短期入所生活介護	983	1,041	1,038
⑨ 介護予防短期入所療養介護	823	823	823
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	36,275	40,175	47,066
⑪ 介護予防福祉用具貸与	20,397	21,523	20,912
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	7,193	7,599	8,630
(2) 地域密着型介護予防サービス	9,660	10,013	9,819
① 介護予防認知症対応型通所介護	429	429	429
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	6,398	6,751	6,557
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,833	2,833	2,833
(3) 住宅改修	57,128	60,406	68,003
(4) 介護予防支援	86,468	91,332	103,878
予防給付費計	720,115	761,610	774,391

(3) 地域支援事業費の見込み

基準割合

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
介護予防事業	2%以内	2%以内	2%以内
包括的支援事業	2%以内	2%以内	2%以内
任意事業			
地域支援事業総額	3%以内	3%以内	3%以内

地域支援事業費

(単位：千円)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
介護予防事業	90,601	96,991	106,006
介護予防二次予防事業	42,311	45,295	49,505
介護予防一次予防事業	48,290	51,696	56,501
包括的支援事業	210,540	225,391	246,340
任意事業	30,044	32,163	35,152
介護給付等費用適正化事業	11,233	12,025	13,142
家族介護支援事業	12,915	13,826	15,111
その他事業	5,896	6,312	6,899
合計	331,185	354,545	387,498

標準給付費見込額に対する割合

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
介護予防事業	0.5%	0.6%	0.6%
包括的支援事業	1.4%	1.4%	1.5%
任意事業			
地域支援事業総額	1.9%	2.0%	2.1%

2. 第1号保険料基準月額の算定

(1) 標準給付費見込額と保険料収納必要額

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）については、保険者が、3か年間に被保険者が利用する介護サービスの利用料等を推計し、保険給付に必要な費用（保険給付費）等を算出した上で、保険料額を決定することとなります。

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる保険給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を公費で負担（国25.0%、府12.5%、市12.5%、ただし、施設分については、国20.0%、府17.5%、市12.5%）し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、第5期計画期間においては、第1号被保険者は21.0%、第2号被保険者は29.0%となります。（第4期計画期間での負担割合は、第1号被保険者が20.0%、第2号被保険者が30.0%）

平成24～26年度標準給付費見込額

$$\begin{aligned}
 &= \text{介護給付費} + \text{予防給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

■標準給付費見込額と地域支援事業費

（単位：千円）

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	合計
標準給付費見込額	17,038,367	17,730,933	18,492,315	53,261,615
介護給付費	15,216,607	15,772,292	16,397,950	47,386,849
予防給付費	720,115	761,610	774,391	2,256,116
特定入所者介護サービス費等給付額	602,260	638,396	677,700	1,918,356
高額介護サービス費等給付額	441,821	498,935	580,356	1,521,112
高額医療合算介護サービス費等給付額	49,236	51,206	53,254	153,696
審査支払手数料	8,328	8,494	8,664	25,486
地域支援事業費	331,185	354,545	387,498	1,073,228
標準給付費見込額と 地域支援事業費の合計	17,369,552	18,085,478	18,879,813	54,334,843

標準給付費見込額をもとに、次の算定式により、3カ年の保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{②標準給付費見込額と地域支援事業費の合計} \times 0.21 \\
 & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 \\
 & - \text{⑤調整交付金見込額} + \text{⑥財政安定化基金拠出金見込額} \\
 & + \text{⑦財政安定化基金償還金} - \text{⑧準備基金取崩額等} \\
 & + \text{⑨市町村特別給付費等} \\
 & - \text{⑩財政安定化基金取崩による交付額} \}
 \end{aligned}$$

■保険料収納必要額の算定

		数値	説明
①標準給付費見込額(千円)	A	53,261,615	調整交付金の算定にあたっては、各年度の標準給付費見込額を用いる。
②標準給付費見込額と地域支援事業費の合計(千円)	B	54,334,843	
③後期高齢者加入割合補正係数	C	1.0837	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度) 共通
④所得段階別加入割合補正係数	D	0.9628	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度) 共通
⑤調整交付金見込額(千円)	E	2,087,856	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)における標準給付費見込額および所得段階別加入割合補正係数と、各年度共通の後期高齢者加入割合補正係数により算出した金額の合計。
調整交付金見込交付率		0.0392	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度) 共通
⑥財政安定化基金拠出金見込額	F	0	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)までの拠出率は0%
⑦財政安定化基金償還金(千円)	G	0	平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)までの償還金はなし
⑧準備基金取崩額等(千円)	H	544,500	第4期計画期間の剰余金の取り崩しおよび保険料過年度収入見込額
⑨市町村特別給付費等(千円)	I	1,200	保険料減免見込額
⑩財政安定化基金取崩による交付額(千円)	J	103,865	
保険料収納必要額(千円)	K	11,338,377	$B \times 0.21 + A \times 0.05 - E + F + G - H + I - J$

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり第1号被保険者に占める後期高齢者(75歳以上の人)の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。(調整交付金の交付割合の変動に伴い第1号被保険者の保険料の負担割合(21%)も変動します。)

※ 地域支援事業に必要な費用についても、公費および保険料で賄います。

(2) 保険料基準月額

第5期事業計画における介護保険料については、次の取り組みにより、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた、低所得者へも配慮した保険料負担とします。

①第3段階の細分化

第3段階を細分化し、「公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下」の被保険者を対象とした新たな保険料段階（第3段階（特例））を設定します。

②第4段階細分化の継続

第4期事業計画に特例的に設定を可能としていた第4段階の細分化（第4段階（特例））の設定について、引き続き実施します。

③第9段階の設定

「合計所得金額が900万円以上」の被保険者を対象とした新たな保険料段階（第9段階）を設定します。

介護保険料基準月額は、所得段階別補正後被保険者数および予定保険料収納率等から算出され、次のようになります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{所得段階別補正後被保険者数}} \div \frac{\text{予定保険料収納率}}{12\text{カ月}}$$

※1 予定保険料収納率 = 0.98

※2 所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で192,902人となります。

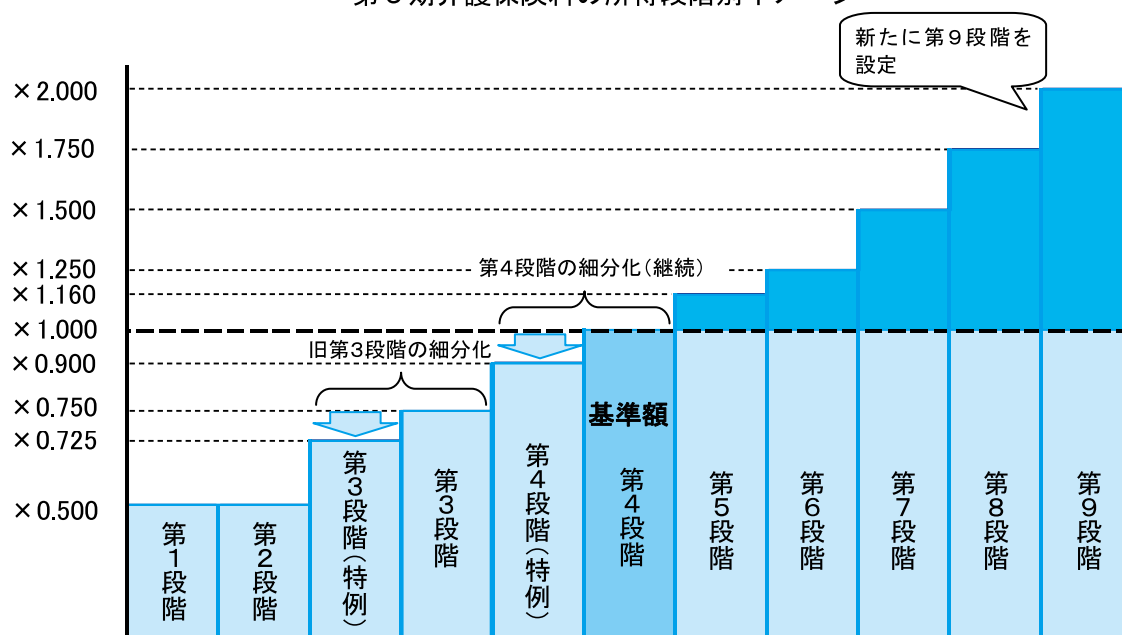
■所得段階別被保険者数と保険料基準月額

(単位:人)

	平成24年度 (2012年度)		平成25年度 (2013年度)		平成26年度 (2014年度)		合 計
	保険料率	人 数	保険料率	人 数	保険料率	人 数	人 数
第1段階	0.500	2,997	0.500	3,103	0.500	3,209	9,309
第2段階	0.500	13,273	0.500	13,744	0.500	14,214	41,231
第3段階(特例)	0.725	4,935	0.725	5,110	0.725	5,285	15,330
第3段階	0.750	5,245	0.750	5,432	0.750	5,617	16,294
第4段階(特例)	0.900	9,554	0.900	9,894	0.900	10,232	29,680
第4段階	1.000	5,963	1.000	6,174	1.000	6,386	18,523
第5段階	1.160	6,954	1.160	7,201	1.160	7,447	21,602
第6段階	1.250	6,913	1.250	7,158	1.250	7,403	21,474
第7段階	1.500	7,596	1.500	7,866	1.500	8,134	23,596
第8段階	1.750	1,093	1.750	1,132	1.750	1,171	3,396
第9段階	2.000	937	2.000	971	2.000	1,004	2,912
合計		65,460		67,785		70,102	203,347

介護保険料基準月額 平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)(円)	4,998
介護保険給付費準備基金取崩額の影響額 (円)	△240
財政安定化基金取崩しによる交付額の影響額 (円)	△46

第5期介護保険料の所得段階別イメージ



■第1号保険料額（年額）および第4期介護保険料との比較

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料(円)	第4期介護保険料		
				所得段階	保険料率	年額保険料(円)
第1段階	生活保護を受給している方、 老齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税の方	0.500	29,990 (月額 2,499)	第1段階	0.50	29,880 (月額 2,490)
第2段階	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額が80万円以下の方	0.500	29,990 (月額 2,499)	第2段階	0.50	29,880 (月額 2,490)
第3段階 (特例)	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額が80万円を超え、 120万円以下の方	0.725	43,490 (月額 3,624)	第3段階	0.75	44,820 (月額 3,735)
第3段階	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額が120万円を超え る方	0.750	44,990 (月額 3,749)			
第4段階 (特例)	本人が市民税非課税で、合 計所得金額と課税年金収入 額が80万円以下の方で、同 一世帯に市民税課税者がい る方	0.900	53,990 (月額 4,499)	第4段階 (特例)	0.90	53,780 (月額 4,482)
第4段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、合 計所得金額と課税年金収入 額が80万円を超える方で、 同一世帯に市民税課税者が いる方	1.000	59,980 (月額 4,998)	第4段階 (基準額)	1.00	59,750 (月額 4,979)
第5段階	本人が市民税課税で、合計 所得金額が125万円未満の 方	1.160	69,580 (月額 5,798)	第5段階	1.16	69,310 (月額 5,776)
第6段階	本人が市民税課税で、合計 所得金額が125万円以上190 万円未満の方	1.250	74,980 (月額 6,248)	第6段階	1.25	74,690 (月額 6,224)
第7段階	本人が市民税課税で、合計 所得金額が190万円以上500 万円未満の方	1.500	89,970 (月額 7,497)	第7段階	1.50	89,630 (月額 7,469)
第8段階	本人が市民税課税で、合計 所得金額が500万円以上900 万円未満の方	1.750	104,970 (月額 8,747)	第8段階	1.75	104,560 (月額 8,713)
第9段階	本人が市民税課税で、合計 所得金額が900万円以上の 方	2.000	119,960 (月額 9,996)			

(3) 第2号被保険者保険料

第2号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付します。集められた全国の納付金は、同基金から各市町村に、介護給付費の29%相当額が交付されます。